

<p>件 名 田川市情報公開・個人情報保護審議会</p>	<p>場 所 田川市役所 4階 第2委員会室</p>
<p>日 時</p>	<p>平成30年10月15日(月) 15:30～16:30</p>
<p>参 加 者</p>	<p>森脇委員 松本委員 柳井委員 佐藤委員 鶴田委員 盛坪課長 柴崎課長補佐 二場係長 松島主任 松本主事</p>
<p>次 第</p>	<p>1 辞令交付 2 議事 (1) 会長及び副会長の選出 (2) 議事録署名人の選出 (3) 議題 ア 情報公開及び個人情報保護制度の概要について イ 田川市情報公開・個人情報保護審議会の会議の公開について ウ 個人情報取扱事務届出の報告について エ 平成29年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について (4) その他</p>
<p>1 辞令交付 席上配布</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 会長及び副会長の選出 森脇委員が会長に、松本委員が副会長に選出</p> <p>(2) 議事録署名人の選出 鶴田委員が議事録署名人に選出</p> <p>(3) 議題</p> <p>ア 情報公開及び個人情報保護制度の概要について 事務局から説明</p> <p>イ 田川市情報公開・個人情報保護審議会の会議の公開について(議決事項)</p> <p>(会 長) 資料2-3の3会議の公開の基準にある(3)は本審議会の公開基準(資料2)に規定されていないが、どういう趣旨なのか。</p> <p>(事務局) 本審議会は、情報公開、個人情報保護に関する内容を取扱っており、情報の非開示又は一部開示の決定をし、不服があった場合、この不服の内容について審議を行っていただくことになり、田川市情報公開条例(平成4年条例第1号)第10条第1項第2号に該当するため、このような内容の審議の場合は非公開となる。</p> <p>また、今回の会議のような制度の運用状況の説明等の報告のみであれば会議の公開は可能であると考えている。</p> <p>資料2-3の3(3)に記載しているものについては、本審議会以外のところで政策的な判断が必要な会議の中で、支障が生じるものがあるのではないかとということで規定しているものである。</p> <p>本審議会の主となる内容が情報公開、個人情報保護であることから、今回作成した規程の中で判断できるものであるため資料2-3の3(3)については定めていない。</p>	

(会 長) 公開する際、傍聴人が声を上げる等のことがあったときは、退席してもらおうということでよいか。

(事務局) 資料２－２の傍聴要領第７条に規定しているとおりである。

全会一致のため可決

ウ 個人情報取扱事務届出の報告について

(会 長) １３ページの重度心身障害者医療証切替え台帳取扱事務は廃止の届出がでて
いるが１７ページの診療報酬等明細書取扱事務、１８ページの後期高齢者医療
診療報酬明細書データ取扱事務は変更の届出が出ている。廃止・変更の理由が
似ているように見受けられるが、それぞれどのような事情で届出が出されたの
か。個人情報取扱事務届出番号１０８－０４としての事務は終了し、１０８－
２８の事務で業務を行っているということ、１０８－０２の事務は個人情報の
項目が追加されるということによろしいか。

(事務局) そのとおりである。

エ 平成２９年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について

(会 長) 情報開示請求状況の中にある取下げについて、どういう経緯で取下げとな
ったのか。

(事務局) 受付番号１６については、通常取材の範囲で対応できる内容であったため
取下げとなった。受付番号２０については、田川市に文書自体が不存在であ
ったため請求取下げとなった。

(委 員) 受付番号２０のように田川市に文書自体が不存在であるといった場合、書類
が存在しないということでそれ以上は関与しないのか。

(会 長) 情報公開の請求の中であれば、開示請求があったものに対して、請求があ
った情報を記載している文書がないか特定した上で、文書が存在するかどうか調
べる。存在する文書であれば非開示情報に該当するか判断することとなる。請
求された情報が存在しないということになると情報公開の範囲では文書不存
在による非開示という結論になる。相談ということになると行政サービスの中
での情報提供ということで情報開示請求とは別物である。

(委 員) 情報公開というのは、自分が知りたいから情報を提供してもらう、その情報
がなければならないというような流れのものなのか。

(事務局) 資料９に添付している田川市情報公開条例第２条第２号に情報という用語の
意義を定めている。

資料等についての相談ということになれば、行政活動の中の市民サービスの一環であるため、それぞれの担当課が適宜対応し必要な対処を行う。

情報公開条例の中の情報というのは、極めて限定的なものとなる。

(会 長) 自分の欲しい情報がどこにあるか文書を見てもみないとわからないといった場
合、請求の際にピンポイントで欲しい情報を記載しなければならないというこ
とではなく、ある程度特定して請求を行えば実施機関で調べて対応してもら
える。実施機関が請求内容の情報を所有しているか、所有している情報は開示
できるのか開示できないのか結論をすばやく判断するために条例では情報と
いう用語の意義を限定的にしている。

(4) その他

委員報酬の振込方法、時期等について事務局から説明

特記事項	特になし
------	------